

2020年5月7日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2020年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
 法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。  
 ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年 税理士受験対策シリーズ  
 事業税 理論サブノート (2019年8月22日 第19版発行)  
 ISBN978-4-86486-669-9 C1034

改訂内容

改訂頁・行	改訂内容
問題 1-1 [1] P.10	法人事業税の納税義務者等に追加内容がございます。 →後段の追加版と併せて学習してください。
問題 2-8 [2] P.38 14行目	「② 国内設備投資額 $\geq$ 当期償却費総額 $\times$ 90%」へ下記を追加して学習して下さい。 (令和2年4月1日以後に開始する事業年度は95%)
問題 4-3 [4] ② P.54 下から9行目	電気供給業に係る分割基準が2以上である場合の取扱いについて、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より改正がございます。 →改訂前の学習内容と下記を併せて学習してください。

(イ) 一定の送配電事業と一定の送配電事業以外の事業とを併せて行う場合 ②②の分割基準	
(ロ) 発電事業と一定の送配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 ②③の分割基準	
(ハ) (イ)(ロ)以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準	
問題 4-5 [1] P.58、59	法人事業税の税率に追加内容がございます。 →後段の追加版と併せて学習してください。
問題 6-4 [2] P.82 20行目	「[1] 更正」の最後の文章の下に下記を追加して学習して下さい。  なお、小売電気事業又は発電事業を行う法人のうち、②～⑥又は小売電気事業若しくは発電事業とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人は、収入金額又は収入割額を更正するものとする。(令和2年4月1日以後に開始する事業年度に限る。)
問題 6-4 [4] P.83 15行目	本文冒頭へ「[1]」を追加した上で、下記を追加して学習して下さい。  (2) 道府県知事は、収入金額及び収入割額の決定と付加価値割額等の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。 (3) 道府県知事は、所得及び所得割額の決定と収入金額及び収入割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。 なお、②及び③は令和2年4月1日以後に開始する事業年度に限る。
問題8-2 [1] P.96 6行目	「[1] 概要」の1段落目の文章の最後に下記を追加して学習して下さい。  なお、令和2年4月1日以後に開始する事業年度は、支出した特定寄附金の額の合計額の20%相当額を控除する。

問題

1-1

事業税の納税義務者等（法人課税信託を除く。）  
令和2年4月1日以後に開始する事業年度

## 〔1〕 法人事業税の納税義務者等 (法72の2①④) ★★

- (1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人  
法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所等所在の道府県において、その法人に課する。
- ① ②及び③以外の事業
- (i) ①(i)以外の法人(外形対象法人)…付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
- (ii) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれらの法人以外の法人で各事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの…所得割額
- ② 電気供給業 (③を除く。)、ガス供給業、保険業…収入割額
- ③ 電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業
- (i) ③(i)以外の法人(外形対象法人)…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
- (ii) ①(ii)の法人…収入割額及び所得割額の合算額
- (2) 人格のない社団等  
人格のない社団等は、法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

問題

## 4-5

事業税の税率（令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度）

## 〔1〕 法人事業税の税率 ★★

## (1) 標準税率（法 72 の 24 の 7）

法人の行う事業に対する事業税の額は、次の区分に応じ、それぞれの金額とする。

## ① ②及び③以外の事業

## (i) 外形対象法人

## ① 付加価値割

各事業年度の付加価値額×1.2%

## ② 資本割

各事業年度の資本金等の額×0.5%

## ③ 所得割

## (a) 軽減税率適用法人

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額×0.4%

各事業年度の所得のうち年 400 万円超年 800 万円以下の金額×0.7%

各事業年度の所得のうち年 800 万円超の金額×1.0%

## (b) 軽減税率不適用法人

各事業年度の所得×1.0%

## (ii) 特別法人

## ① 軽減税率適用法人

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額×3.5%

各事業年度の所得のうち年 400 万円超の金額×4.9%

## ② 軽減税率不適用法人

各事業年度の所得×4.9%

## (iii) その他の法人

## ① 軽減税率適用法人

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額×3.5%

各事業年度の所得のうち年 400 万円超年 800 万円以下の金額×5.3%

各事業年度の所得のうち年 800 万円超の金額×7.0%

## ② 軽減税率不適用法人

各事業年度の所得×7.0%

## (注 1) 分割法人の軽減税率適用の留意点

分割法人の軽減税率の適用を受ける所得は、課税標準額が関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

## (注 2) 事業年度が 1 年未満の法人の軽減税率適用の留意点

(1)の適用については、年 400 万円又は年 800 万円とあるのは、年 400 万円又は年 800 万円にその事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た金額とする。

この場合の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。

## (注 3) 軽減税率不適用法人

3 以上の道府県に事務所等を持って事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上のものをいう。

## ② 電気供給業（③を除く。）、ガス供給業及び保険業を行う法人

各事業年度の収入金額×1.0%

## ③ 電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人（令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）

## (i) 外形対象法人

## ① 収入割

各事業年度の収入金額×0.75%

## ② 付加価値割

各事業年度の付加価値額×0.37%

## ③ 資本割

各事業年度の資本金等の額×0.15%

## (ii) (i)以外の法人

## ① 収入割

各事業年度の収入金額×0.75%

## ③ 所得割

各事業年度の所得×1.85%

## (2) 制限税率（法 72 の 24 の 7⑦）

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率に 1.2（外形対象法人の所得割に定める率については、1.7）を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

## (3) 税率の適用区分（法 72 の 24 の 8）

法人事業税の税率は、各事業年度終了の日現在における税率による。